

駐車場の専用使用権

別表第4

専用使用部分 区分	1 台数等 2段機械式 10台 3段機械式 22台	2 用法 (1) 普通自動車又は、小型自動車の駐車場としての通常の用法。 建築物の築造、設置はできない。 (2) 管理規約第15条及び使用細則による。	3 専用使用権者 管理組合と駐車場賃貸借契約を締結する現に居住する区分所有者とその同居家族、並びに管理規約第15条5項の規定による当該住戸の占有者。	4 条件 有 償
--------------	---------------------------------	--	---	-------------

駐輪場の専用使用権

別表第5

専用使用部分 区分	1 台数等 自転車置場 47台 (平面式 27台、平面7/8式 20台)	2 用法 (1) 駐輪場としての通常の用法。 (2) 使用細則に定める使用契約による。	3 専用使用権者 管理組合と駐輪場使用契約を締結する者。	4 条件 有 償
--------------	--	---	---------------------------------	-------------